

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <https://www.kanaben.or.jp/>

臨時総会開催のお知らせ(予定)
日時 2021年3月2日(火) 12時30分
場所 神奈川県民ホール(小ホール)



神奈川県のアウトライ
ンと天祥をモチーフに
した神奈川県弁護士会
のロゴマークです。

23条照会オンライン申出

2021年4月から利用開始予定

副会長 小豆澤 史絵

イン申出に向けて、現在最終調整段階に入っている。現在、当会が処理する23条照会の件数は、年間約6000件ののぼる。

事務局は、郵送や窓口で受け付けた書類や現金、郵券をチェックし、情報をシステムに入力する。照会先の住所等の変更はy i n f o等で会

現状の問題点

来年度から始まる23条照会(弁護士法23条の2に基づく照会)のオンラ

イン申出に比べて、周知には限界もある。最近では有料化する照会先も出てきたため費用も一律でなくなり、事務局の負担は増す一方だった。そうした中で発生した新型コロナウイルスの感染拡大。会館閉鎖という非常事態の中で、23条照会の事務の効率化が急務となった。

会員の方でも、緊急事態宣言下、事務所への出勤もままならない中で、申出書を3部作成し、郵券と現金を用意して現金書留で送るといった方法に、いつも以上に不自由を感じたと思う。

オンライン化のメリット
こうした会員と事務局

双方のニーズを受けて、当期執行部では就任以来、23条照会のオンライン申出の実現に向けて準備を進めてきた。開発中のシステムでは以下の流れを予定している。

まず会員専用サイトにフォームにアクセスすると、事務所住所等の情報が既に入力された状態になっている。代表的な照会先は、プルダウンで選択すると住所等の情報が自動的に入力される。照会事項が定型化されている照会先の場合はテンプレートを用意している。記載もれが防げる。添付資料がある場合はP

DFにしてアップロードする。最後に事件種類の別や速達希望の有無を入力すると費用が自動計算される。申出後に受付番号や費用が記載された申出受付通知がメールで送信されるので、費用は専用口座に振り込む方法で支払う。

後日訂正があった場合は、画面上に保存されたデータを訂正すればよく、再入力の必要はない。申出済のデータはリプライメールに添付されて送信されるので、会員側でも保存が可能である。事務局側では、会員が

入力したデータが自動的にシステムに取り込まれるので、紙ベースの情報をも一つ一つ入力していた作業が不要となるだけでなく、現金や郵券の管理から解放される。照会先の住所等の変更を事務局側で管理できるメリットも大きい。

全国でも初の試み
沖縄弁護士会がメールにデータを添付して申請する方式を既に導入しているが、ここまで本格的な23条照会のオンライン申出は全国でも初の試みである。

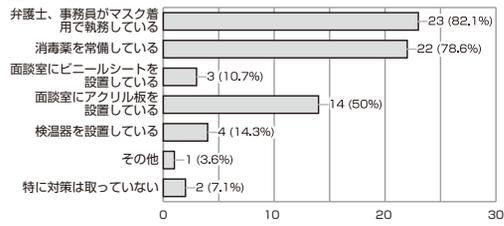
最後に、短期間でオンライン申出が可能となった背景には、通常業務をこなしながら、多大なる熱意をもって実現に向けて取り組んでくれた当会職員が存在し、財務室や調査室をはじめとした関係各所のご協力があってからに他ならない。担当副会長として、改めて感謝申し上げたい。

のある会員のために、引き続き書面での申請も受け付けるが(但し費用は振込のみとし、現金・郵券の授受は廃止する)、是非、オンライン申出の積極的な利用をお願いしたい。

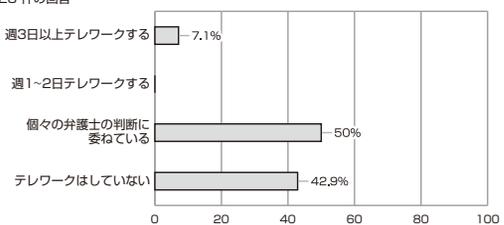
最後に、短期間でオンライン申出が可能となった背景には、通常業務をこなしながら、多大なる熱意をもって実現に向けて取り組んでくれた当会職員が存在し、財務室や調査室をはじめとした関係各所のご協力があってからに他ならない。担当副会長として、改めて感謝申し上げたい。

コロナ対策緊急アンケート

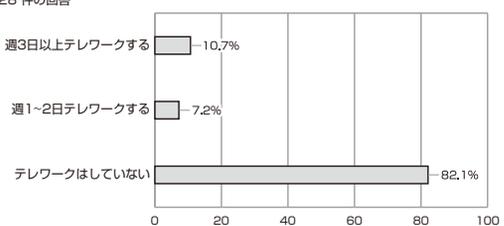
Q1.事務所で行われているコロナ等感染症に対する対策について、該当するものを以下からお聞かせください(複数回答可)。
28件の回答



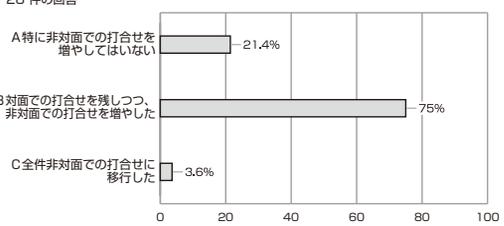
Q2.弁護士のテレワークの有無及び頻度についてお聞かせください。
28件の回答



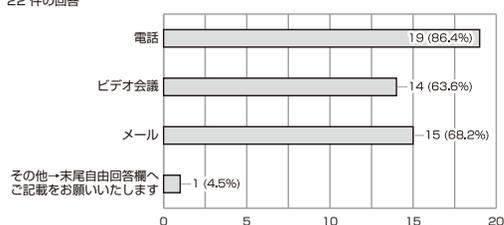
Q3.事務局のテレワークの有無及び頻度についてお聞かせください。
28件の回答



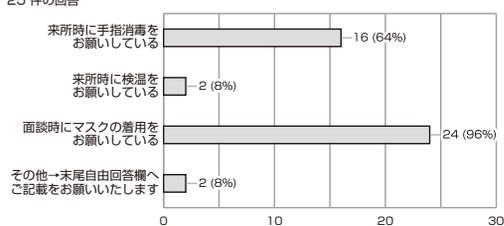
Q4-1.コロナ禍前と比べ、電話等非対面での打合せは増えましたか。
28件の回答



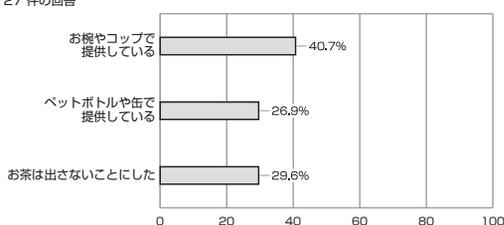
Q4-2.(Q4-1でB又はCを選択した場合)非対面での打合せでは、何を利用されていますか(複数回答可)。
22件の回答



Q4-3.(Q4-1でA又はBを選択した場合)相談者の来所時に取られている感染症対策についてお聞かせください(複数回答可)。
25件の回答



Q4-4.(Q4-1でA又はBを選択した場合)来所時のお茶出しについてお聞かせください。
27件の回答



当会編集委員会では、2020年12月28日ないし2021年1月8日に、所属委員40名あまりを対象に、コロナ対策に

ついてウェブ上でアンケートを実施し、うち28名から回答を得たので、本号ではその結果を掲載する。

本アンケートが、各会員のコロナ対策を考える一助となれば幸いです。自由回答欄を設けたところ、換気や消毒等につ

いて具体的な回答が見られたので、いくつか紹介したい。例えば、換気の際のサイキュレータの使用/共

用の什器備品のこまめな消毒/机を離す、相談者の人数制限などの「密」の回避/アプリケーションやクラウドサービス

使ったりリモートワークの促進等の回答があった。他方、特別な対策は取っていないとの回答も1件あった。

そのほか、裁判所との関係で、期日がなかなか入らないことへの不満や、今後電話やWEB会議システムの利用が促進

されることへの期待も見られた。

新型コロナウイルスに振り回された2020年。2021年こそは穏やかなよい年に、と願ったが、この原稿を書いている1月の初めには、首都圏の1都3県を対象に、昨年4月以来の緊急事態宣言が発令されるに至った▼この原稿が載る2月にはどうなっているだろうか。一刻も早い収束を願うのはもちろんだが、しばらくはウィズコロナの心持ちで対応していくしかないだろう▼コロナが少しでも収まるようにというのは全世界共通の願いとして、では個人として新しい年の抱負はというと、ここ数年来、いや十数年来の懸案事項がある。「運動する」ということである▼元々、スポーツは好きで、幼稚園の頃から大学時代まで、何かしらのスポーツをしていた。しかし、弁護士になつてからは、定期的に運動する機会は全くなくなった。デスクワークが中心の仕事だし、健康のためにも何かやらなければと思いつつ、なかなか重い腰が上がらない▼だが、もはやそうも言っていられない。ウィズコロナのこの時代、自分の体力、免疫力を上げることが、最優先の課題といってもよい。今年こそは絶対に運動を始めるぞと意気込んでいる。(小川 友深)

山ゆり

新型コロナウイルスに振り回された2020年。2021年こそは穏やかなよい年に、と願ったが、この原稿を書いている1月の初めには、首都圏の1都3県を対象に、昨年4月以来の緊急事態宣言が発令されるに至った▼この原稿が載る2月にはどうなっているだろうか。一刻も早い収束を願うのはもちろんだが、しばらくはウィズコロナの心持ちで対応していくしかないだろう▼コロナが少しでも収まるようにというのは全世界共通の願いとして、では個人として新しい年の抱負はというと、ここ数年来、いや十数年来の懸案事項がある。「運動する」ということである▼元々、スポーツは好きで、幼稚園の頃から大学時代まで、何かしらのスポーツをしていた。しかし、弁護士になつてからは、定期的に運動する機会は全くなくなった。デスクワークが中心の仕事だし、健康のためにも何かやらなければと思いつつ、なかなか重い腰が上がらない▼だが、もはやそうも言っていられない。ウィズコロナのこの時代、自分の体力、免疫力を上げることが、最優先の課題といってもよい。今年こそは絶対に運動を始めるぞと意気込んでいる。(小川 友深)

より良き学校教育の実現のために

教員の過重労働に関する学習会

人権擁護委員会働く人部会 部長 田淵 大輔

昨年12月18日、人権擁護委員会は当会会館5階において、神奈川県過労死等を考える家族の会の代表である工藤祥子さんを講師として招き、教員の過重労働に関する学習会を行った。

工藤さんは、自身も小学校の教員として勤務した経歴を有しているが、中学校の教員であった夫を2007年に過労死で亡くすという痛ましい経験をした方である。

工藤さんは、教員が医師など他職種と比べても長時間労働をしていることや、国際的な比較でも日本の教員の労働時間はOECD加盟国の中で最長であることを、数値を示しながら紹介した。

さらに、工藤さんの報告によれば、日本の教員は、授業に関連した労働時間は諸外国の教員と大きく変わらない一方、部活動などの課外活動や学校運営業務に多くの時間を割いている実態が数値でも裏付けられていることであった。

また、2010年から2015年までの5年間で28名の教員が過労死・

講師の工藤祥子さん

過労自死し、公務災害の認定を受けているが、実際には、これを大きく上回る数の教員が過労死・過労自死していると推測されることが説明された。その理由として、公立学校の教員には、給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）によって、実際の残業時間とは無関係に給与月額4%が教職調整額として支給されるため、労働時間の管理がほとんど行われず、時間外の業務は教員の自主的活動として扱われ、公務災害の手続きでも労働時間として扱われない傾向があることが指摘された。

そして、教員の過重労働をなくしていくためには、まず給特法を改正し、教員についても適切な労働時間の管理を行っていく必要があるとの訴えがあった。

学習会の最後には、良い教育を実現するには、まず教員が健康であることが必要であり、過重労働によって教員を休職や退職に追い込むのではなく、教員を育てていく現場へと変えていかなくてはならないことが語られた。

工藤さんの講話は、現在の学校教育が教員の犠牲の上に成り立っており、この現状を変えていかなければ、今後、我が国の学校教育は機能不全に陥るのではないかということを、厳しく問いかけてくるものであった。

日弁連若手弁護士サポートセンター主催

神奈川県弁護士会 若手会員との意見交換会

密を避けながら行われた意見交換会の様子

昨年11月27日、当会会館5階において、標記の意見交換会が開催された。畑中優宏副会長の挨拶の後、日弁連若手弁護士サポートセンター副委員長である山本昌平弁護士より、趣旨説明及び過去2回の意見交換会の報告があった。過去2回の意見交換会は、小規模会としての釧路弁護士会及び中規模会としての群馬弁護士会において行われ、今回は大規模会と位置付けられた当会での意見交換会であった。

会場では、参加者を3つのグループに分け、各グループに日弁連委員が3名、60期までの当会若手会員が5名ないし6名ずつ入り、それとは別にZOOMを使用して当会若手会員が5名入ったグループを加えた、合計4グループを構成した。意見交換は、①弁護士業務を取り巻く現状、②専門家として業務面における課題や創意工夫、③個人事業主としての事務所経営における課題や創意工夫、④弁護士業務を行ううえでのメンタルヘルスにおける課題、創意工夫、⑤子育て世代として抱えるワークライフバランスに関する課題や解決策、⑥その他業務上の悩み事などを、テーマとして行われた。

（会員 田中 恒司）

男女共同参画と私 最終回

女性副会長賛歌〜ふみえグッズジョブ〜

会長 剣持 京助

史総会員に副会長になり、執行部6人に女性がいないという事態はおそらく今後はないだろう（個人的には、会長候補によるリクルート方式は、執行部の一体感を高める一方、期や会務経験が偏り気味となつて、バランスを失する可能性がある）。

今期は、54期の小豆澤 候補者が副会長候補を直

私は、2012年度、木村保夫執行部の副会長になった。理事者6人は全員男性で、その前後の

今年、54期の小豆澤 候補者が副会長候補を直

用して、前進しなければならぬとの意識が高まっている。

最後に、日弁連若手弁護士サポートセンター委員長である松田純一弁護士より、総括及び閉会の挨拶があり、意見交換会は盛況のうちに終了となった。



ADR? 4

建築士あっせん人候補者の推薦につき協定締結

このたび、当会は、一般社団法人神奈川県建築士事務所協会（以下「建築士協会」）との間で、神奈川県弁護士会紛争解決センターにおける和解あっせん手続において、あっせん人候補者となる建築士の推薦に関する協定を締結した。本協定は、当会から建築士協会に対する建築士あっせん人候補者の推薦依頼に関する枠組みを定めるものである。

従来も、当センターに対し、建築に関する専門的知見を要する事件の申立てがあった場合、あっせん人として建築士を選任することは可能であったが、建築士あっせん人の候補者名簿などはなかった。そのため、当センター委員の伝手をたどるなどしてあっせん人を選任していたことから、選任に時間を要し、速やかに期日を開催できないおそれもあった。

本協定により、建築士協会から、あっせん人候補者となる建築士の推薦を受けることが可能となった。これにより、当センターでもいわゆる建築紛争に十分対応可能な体制が整ったといえる。

なお、当センターにおいては、建築紛争の内容に関する制限がないため、自宅のリフォーム工事に関する紛争はもちろん、住宅ではない建築物や建設住宅性能評価書の交付されていない住宅などに関する紛争であっても、申立てが可能である。建築紛争について裁判外で解決したいというニーズに十分応えることができるので、是非当センターを利用されたい。

（会員 矢島 健生）

理事者室 だより

年の瀬のある1日

副会長 吉田 正穂

コロナ禍の年末、毎家族で訪れているお店のクリスマスディナーは17時スタート。例年より早いが、このご時勢やむを得ない。高齢の母は自重して妻と2人だけの予約。前日、起案を終えたころには日が変わり、帰宅して床に就いたのは深夜3時ころ。寝不足のまま10時前に当会会館に着、会議に滑り込む。12時半から今年最後の理事者会。13時半から電話会

議の期日が入っていたため、中座して自分の事務所に向かう。事務所もみなと大通り沿い、当会会館からほんの2〜3分の距離。長引き、戻ったのは1時間後。

15時半ころ理事者会終了。来客対応も終えて、16時半すぎに念のため事務所に戻って平穩無事を確認。やれやれ。年末らしいバタバタに苦笑いしつつ、馬車道に勇んで向かったのであった。

「あれっ、財布がない」

レストランに向かう途中に気づく。食事中、妻に謝りながら事務所・弁護士会に連絡するも不明。落ち着かないディナーは19時半ころ切り上げ、事務所に戻って捜索。当会会館も捜索。馬車道までの道も今一度辿るが見つかからない…。祈りながら加賀町警察に電話すると、「尾上町交番に届いています」

電話会議のために往復した時だったか！手続きに時間かかるも、どうにか21時すぎには妻と帰宅の途につく。

捜索に関わっていた方々と妻には迷惑をかけたが、いい人に拾われてよかった。思い起せば、自分も夏に拾った財布を尾上町交番に届けていた。数年前にはATMに置き忘れられていた某先生の通帳を事務所まで届けたことも。善行は報われる！かどうかはわからないが、「皆さん、拾った貴重品は交番に届けましょう!!」と声を大にして言いたくなった年の瀬でした。

大規模な集団感染が発生した大型クルーズ船・ダイヤモンドプリンセスが横浜港に入港してから、今月で1年になる。未曾有の事態を皮切りに、全国に感染が拡大し2020年は新型コロナウイルスとの闘いの年となった。

横浜地裁では、感染防止対策として、緊急事態宣言中に公判期日が相次いで取り消された。再開後も裁判員裁判では、法壇にアクリル板が設置されるなど、見慣れた法廷はこれまで誰も見たことのない光景に変わっていた。

新しい常識、定着？

ポストコロナ

新しい常識、定着？

ポストコロナ

この1年間、暗いニュースが続くことが多かったが、暗闇から生まれた新たな選択肢が定着していくことを期待している。

（テレビ朝日 報道局ニュースセンター 社会部 神奈川担当記者 森本 寛人）

大規模な集団感染が発生した大型クルーズ船・ダイヤモンドプリンセスが横浜港に入港してから、今月で1年になる。未曾有の事態を皮切りに、全国に感染が拡大し2020年は新型コロナウイルスとの闘いの年となった。

横浜地裁では、感染防止対策として、緊急事態宣言中に公判期日が相次いで取り消された。再開後も裁判員裁判では、法壇にアクリル板が設置されるなど、見慣れた法廷はこれまで誰も見たことのない光景に変わっていた。

我々、記者も例外なく影響を受けた。人との接触機会を減らすため、足を使った取材が難しくなった。しかし、様々な取材方法を駆使して、速やかに期日を開催できないおそれもあった。

本協定により、建築士協会から、あっせん人候補者となる建築士の推薦を受けることが可能となった。これにより、当センターでもいわゆる建築紛争に十分対応可能な体制が整ったといえる。

なお、当センターにおいては、建築紛争の内容に関する制限がないため、自宅のリフォーム工事に関する紛争はもちろん、住宅ではない建築物や建設住宅性能評価書の交付されていない住宅などに関する紛争であっても、申立てが可能である。建築紛争について裁判外で解決したいというニーズに十分応えることができるので、是非当センターを利用されたい。

（会員 矢島 健生）

支部選出の常議員

常議員会

支部選出の常議員

会員 高橋 慶 (58期)

58期は昨年の10月で登録15周年を迎えた。気が付けば弁護士としてもはや若手とは言えない雰囲気である。

常議員については前に1期だけ務めたことがあり、いつの話であったのか調べたところ、ちょうど10年前の平成22年度であった。当時も今回もいわゆる支部幹（兼期幹）と呼ばれる形で常議員に立候補しているが、川崎支部の支部総会の決議を経ていたので、川崎支部の期待を背負っているという責任を自覚している。しかも、今年度は個人的に川崎支部の副支部長という立場もある。

今年度常議員会は波乱の幕開けとなった。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応で、弁護士会館と支部事務所でのハイブリッド開催となった。弁護士会館におけるリアル会議の熱量が伝わりにくいという側面があるかもしれないが、支部会員としては格段に参加しやすくなったというメリットは大きい。

前回の任期では常議員会での事前準備の重厚さや当日の熱い議論に圧倒されていたが、さすがに登録15年も経つと内容についても理解できるようになり、また、10年前よりも幅広い役割が弁護士会に求められているというのを肌で感じる。それこそが、市民から弁護士に対して求められるものが増えてきたということを示しているものと思う。

剣持会長率いる今年度執行部の下、よりよい弁護士会を目指すという目的のために、残り僅かとなった任期も微力ながら力を尽くしたい所存である。

B C級戦犯横浜軍事裁判 第2期調査開始にマスコミが関心

第1期委員会から16年後、なぜ当会は第2期調査を始めたか。

横浜地方裁判所を接収して米第8軍が行った軍事裁判では327件の判決が言い渡されたが、第1期調査で取りあげたのは10件だけだった。

123人に絞首刑が言い渡され、再審で減刑されたケースが相当あったものの51人に絞首刑が執行された。戦争指導者を裁いた東京裁判で絞首刑が執行されたのが7名であつたことに比べると、

昭和22年1月、横浜弁護士会(当時)は、臨時総会を招集してこの軍事裁判の弁護に取り組み

とを決議し、43名の先輩弁護士が立ち上がった。その当時の会員数は117名。敗戦直前の横浜大空襲で関内地区は壊滅的な打撃を受け、ほとんどの法律事務所が焼失して

いかに横浜裁判が苛烈であつたかが分かる。しかし、どのような行為がどのような手続で裁かれたかは、ほとんど明らかにされていない。

昭和22年1月、横浜弁護士会(当時)は、臨時総会を招集してこの軍事裁判の弁護に取り組みとを決議し、43名の先輩弁護士が立ち上がった。その当時の会員数は117名。敗戦直前の横浜大空襲で関内地区は壊滅的な打撃を受け、ほとんどの法律事務所が焼失して

いた。4割近い弁護士たちが「全日本弁護士の名譽にかけて遂行すべき大事業」であるとの飛鳥田喜一会長の呼びかけに呼応して弁護活動をしたことには頭が下がる。その事件を調査し、世の中に伝えることは後輩の責務であろう。

昨年は、当会が横浜代言人組合として創立してから140年の節目の年であり、10年後には創立150年を迎える。これから10年をかけて、先輩が手がけた事件、神奈川県が現場の事件、さらには、重大な事件を調査したい。

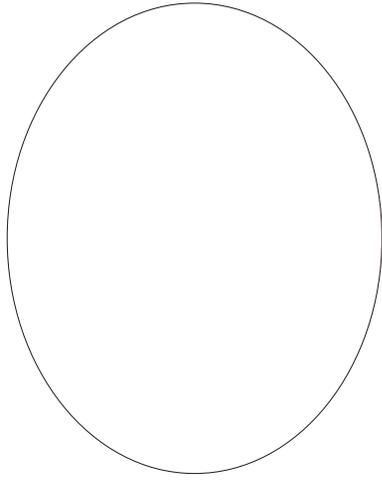
こうした決意に新聞各紙が賛同し、当委員会の活動を紹介する記事を書いている。殊に地方紙が大きく取りあげているのは、事件の現場が日本全国に及んでいることの反映かもしれない。テレビ局も福岡のRKB毎日放送が遠路取材にやってきたほか、NHKも昨年12月18日の「おはよう日本」で6分にわたって全国報道した。これらの報道が社会への関心を広げられるであろう。

現場を抱える地方の単位弁護士会が、地元の問題の調査に立ち上がってくれたい。

意欲ある会員が当委員会に加わっていただけば幸いである。

(会員 間部 俊明)

昨年4月から、B C級戦犯横浜裁判調査研究特別委員会が再度活動を始めた。平成16年に「法廷の星条旗」(日本評論社)を出版して活動を終えた



横浜法曹ゴルフ会

忘年ゴルフ

昨年12月16日、名門磯子CCにて横浜法曹ゴルフ会主催の忘年ゴルフコンペが行われた。コロナ感染防止対策の中、15日から70期まで総勢34人が、二川裕之常議員会議長杯を目指して熱戦を繰り広げた。

I Tの波は自然豊かなゴルフコースにも押し寄せ、今ではコンペ参加者のスコアがリアルタイムでカートに表示される。違う組に入ったライバルのスコアまで意識せざるを得ないのである。スコア表示が更新さ

れる度、負けじと気を引き締めて次のショットに向かう会員もいれば、自身は早々の大叩きで脱落し、あとはひたすらライバルの動向(大叩き)に関心を集中させる会員もいる。悲喜こももである。

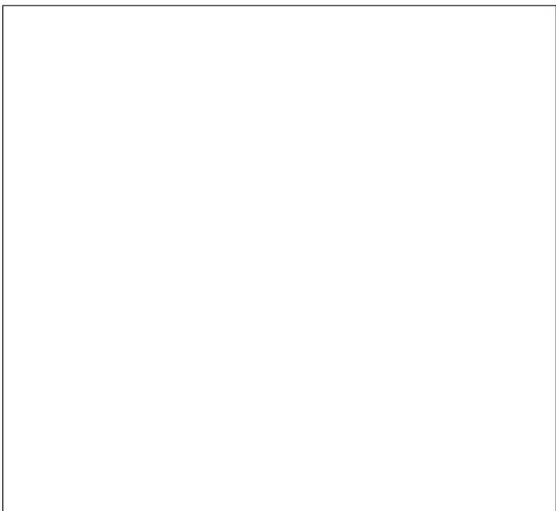
新ペリア方式(隠しホール)のスコアでハンディを決めるため、上位入選には運が必要)で行われた競技の結果、優勝したのは田中治会員。18ホール中、パー10個のグロス83は実力も兼ね備えた優勝といえる。2位は井上

雅彦会員、3位は渡辺孝太郎会員。当会が誇るツートップは、いずれもグロス70台で抜群の実力を見せつけた。

ゴルフに限った話ではないが、昨年はコロナに翻弄された1年であつた。緊急事態宣言が発出された4月から6月まで月例コンペは中止。7月と8月に毎年行ってきた避暑地での合宿も中止。その後、月例は復活させたものの、表彰式はなし、昼食はお酌しようにも手が届かないほど各自離れて座つた。

一刻も早くコロナが収束し、以前の様にワイワイ楽しくゴルフがしたい

ものである。(会員 武藤 一久)



議長杯を授与される田中治会員(右)。プレゼンターの鈴木軌士会員

全国一斉

生活保護ホットライン

—新型コロナウイルスの感染拡大を受けて

苦しい、というものもあつたが、今回特に目立っていたのは、新型コロナウイルス関連の相談であつた。

具体的には、コロナ禍の影響により、事業が立ち行かなくなり、会社や店舗をたたまなければならなくなつて、その後の生活の目的が立たないため、生活保護を受けたいと思つているが受けられないのか、また受けるためにはどのような手続きが必要か、といった相談が複数みられた。

中には、自分のことだけではなく、会社をたたむに伴い、辞めてもらわなければならないなる従業員に生活保護を受けさせたい、といった経営者からの相談もあつた。

今回のホットラインは、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を改めて実感するものとなつた。今後、同様の事案や、より深刻な相談も増えていくと思われ、生活の基盤を確保するための

対応が急務になると感じ

た。(会員 相曾 真知子)

1月号1面に掲載された写真について、撮影者を海野宏行会員と記載しましたが、久保田晃会員の誤りでした。訂正の上謝罪申し上げます。

編集後記

今年の節分は2月3日ではなく2月2日でした。明治30年以来、124年ふりと聞いて驚きました。

さらに驚いたのが、当会が「横浜代言人組合」として発足したが、それよりも昔の明治13年であつたことです。

歴史の重さを感じています。

デスク 早川 和孝
記者 高橋 健一
西 雄一郎
中 慶子
小川 友深
若林 将大

相談の電話はひっきりなしに寄せられた